

政令第 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「起算して十五年」を「平成三十九年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を引き続き推進していくため、事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間を延長する必要があるからである。